

福井藩家中絵図(山内秋郎家文書)について

吉田 健*

はじめに

1. 図の概要と特色
2. 記載内容の精度について
3. 「家中絵図」の利用例

おわりに

はじめに

「福井藩家中絵図」(以下「家中絵図」)は、安政5年(1858)の作成と推測される、携帯用の福井藩家中についての住宅地図である。当館に寄贈された山内秋郎家文書に含まれる。山内秋郎家文書は越前町(旧織田町)劔神社の社家文書とその研究資料を中心とする資料群で、近く整理が完了し公開される予定である。当館では「家中絵図」がこの資料群の中では特異な存在で、あまり他との関連が認められないこと、またビジュアルで一般になじみやすい資料であること、さらに福井藩が、藩主松平慶永(春嶽)を中心に全国的な動きをみせた時代と内容が重なるため利用価値も高いと判断されることなどから、他の資料に先駆けて複製を公開した。このような経緯により本資料の内容検討を行ったのでその一端を紹介する。

1. 図の概要と特色

この「家中絵図」はたて16cm・よこ183cmで23面に折りたたまれ、厚紙の表紙(8cm×16cm)に挟ま

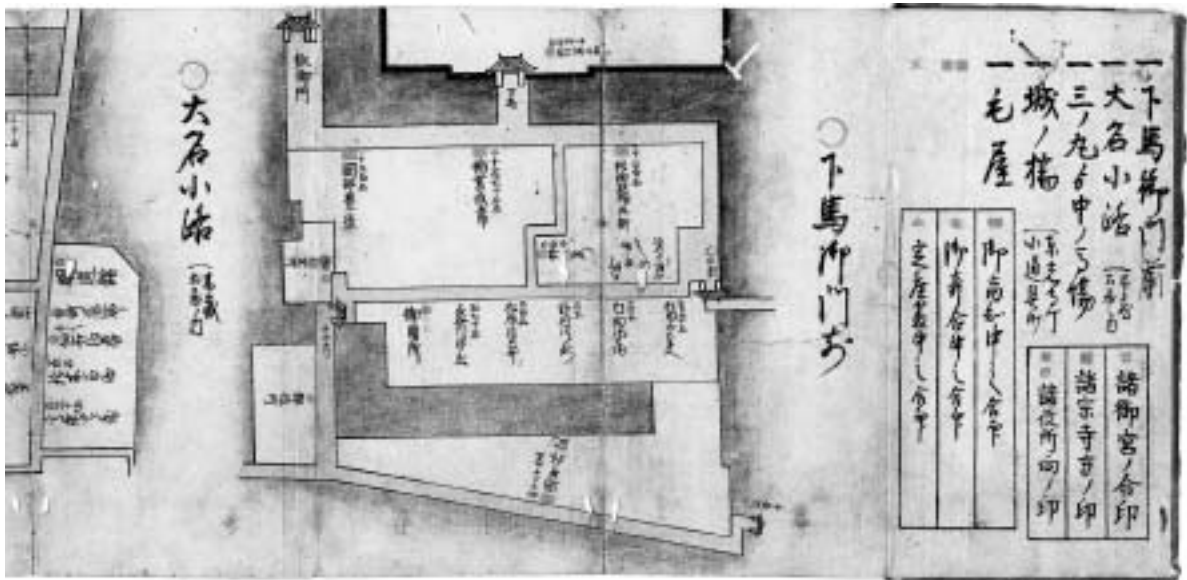
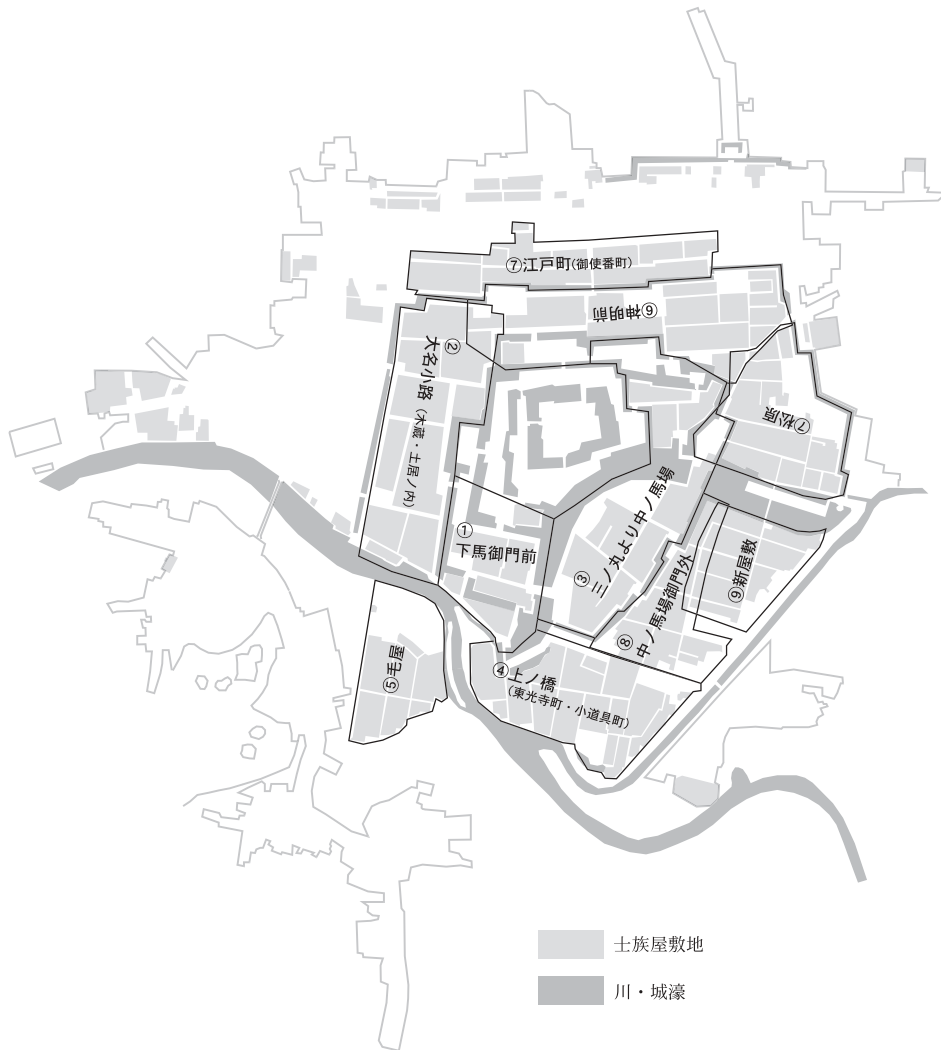


写真1 福井藩家中絵図(部分)

* 福井県文書館文書専門員

図1 福井藩家中絵図が描く範囲



松原信之著『若越城下町古図集』所収「文化三年福井御城下之絵図」をベースにした。

れている、いわゆる折り本の形態をとる。この形態と、料紙に比較的厚い和紙を用いていることから携帯用に作成されたものと考えられる。表紙には「戊午 屋舗絵図(表)」「慶応[] 家中絵図(裏)」とあり、かなり摩耗して読めない部分があって、頻繁に使用されたことを物語っている。

「家中絵図」には福井藩家中の主要な屋敷地が9つに区分され、表面に5区、裏面に4区描かれる。その区域名と範囲は図1の通りで、城下の士族屋敷地の大半をカバーし、しかも横長の紙に巧みにコンパクトに描かれていることがわかる。したがって距離(面積)、方位が適宜犠牲にされていることはいうまでもない。

写真1に示すように表の面の最初に各地域の目次と凡例があり(裏面は凡例なし)、社寺・役所の他に福井藩士の家格を示す「高知」「寄合」「定座番」を赤の□○△印で表している。図は彩色されており、堀(藍色)・道路(黄色)などで区分された屋敷地が簡潔に示され、該当するところには各藩士の氏名と知行高・扶持米などが記され、氏名の頭には家格を示す記号が付けられている。なお、各図の前には赤丸を付した区域名が記されており、見出しの役割を果たしている。

福井藩の家格は、府中本多家は別格で、家老職を出す「高知」席17家が門閥藩士、この次に小祿ながら取扱別格の「高家」席が2家ある。「寄合」席39家はその次の家格で御中老・御側御用人など重要ポストを占める家柄。これに次ぐ「定座番」は「定座番外」とも呼ばれ13家あり、寺社奉行兼町奉行などを務める(『福井藩士事典』)。

「家中絵図」はこれら福井藩の上級武士にあたる階層について区別を行っており、その分布をみると(図2) 上級武士が城を取り巻くように分布するなかで、城の西から南にかけて「高知」「寄合」などの特に上級の武士が集中している様子がわかる。しかし家格別に截然と居住区が区別されているわけではなく、混在しているともいえる。このことが図中に家格の区別を必要とした理由かと思われる。

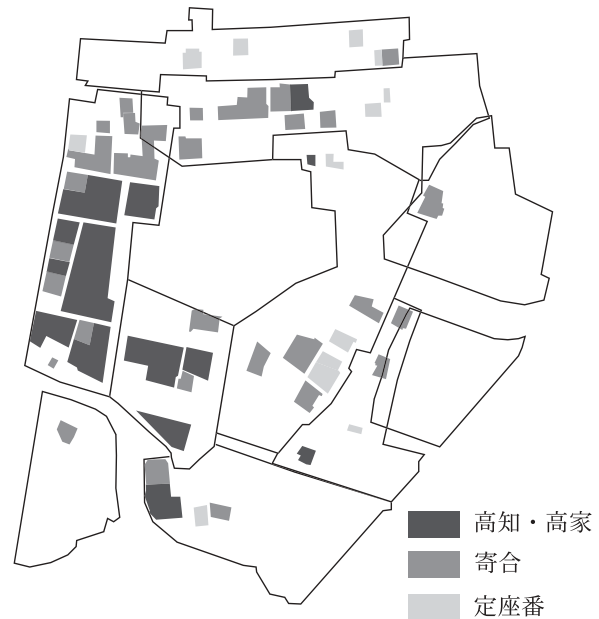


図2 家格別分布図

裏面の最後に所蔵者の署名印がある(写真2)。このうち「上坂津右衛門」は文書寄贈者の先祖であるから「川下 斎藤」なる人物が原所蔵者と思われるが、詳細は不明である。

次に図の作成年代であるが、図中2か所に「安政二年」「安政四年」の年代注記があり(図3) また表紙に「戊午」の文言があることから、図の作成年代は安政5年(戊午)と推定される。しかし、図には家督相続や改名などの変化を白絵具により部分訂正を施した部分と、屋敷替えを張り紙により訂正した部分があり、図作成後の変化にも対応しながら使用されたことがわかる。裏表紙に「慶応」の文言があることなどから、少なくとも慶応年間までの約10年間、屋敷地の移動について修正を加えながら使用し続けたものであることがわかる。

2. 記載内容の精度について

このような修正の作業が行われていることから、記述された内容は精度の高いものと期待されるところであるが、修正部分を含めてその精度を確認するのは容易でない。『福井県史 資料編16上 絵図・地図』によれば、本図のような横長の福井城下絵図は、「御家中屋敷図」(633×19cm 福井市立郷土歴史博物館蔵)と「福井城下切絵図」(19×363cm 福井県立歴史博物館蔵)の2点が確認されている。前者は道路が線で示されるなど描写の様式は簡略であるが、家中が屋敷毎に記されるほか、町方の寺院分布なども示され、また作成後の変化も付箋によ



写真2 福井藩家中絵図(部分)

表1 三ノ丸の屋敷替に関する記事

御家中屋敷図	剥 札
<p>①御用地 永見惣右衛門 御目付御用所と成ル 再永見多門 文久四子年御用地ト成リ 三月家作取払</p>	<p>①永見多門 安政五年三月十一日家屋敷御用屋敷ニ被仰付、雨森徳太郎家屋敷へ替被仰付候 文久二戌四月十一日家屋敷三ノ丸内御目付御用所江替被下候、但元屋敷也 同三年八月廿九日屋敷地御用ニ付代地之儀ハ下馬御門内相当之坪数被下置、建 物之儀ハ是迄之居宅悉皆引移被仰付、右引料之儀ハ取調之上追而被下置候</p>
<p>②御用地 山本新七郎 文久三亥年御用地ト成ル 同四年三月家取払</p>	<p>②山本新七郎 文久三年八月廿九日屋敷地御用ニ付剣持久右衛門家屋敷江替被下候、建物之儀 ハ是迄之居宅悉皆引移候様被仰付、右引料之儀ハ取調之上追而被下置候</p>
<p>③御用地 渡辺愿十郎 高田波門 秋田八左衛門 肥後御藩 横井平四郎客館ト成ル 再渡辺早太 文久三亥年御用地ト成リ 同四子年三月家作取払</p>	<p>③高田波門 文政三辰六月廿五日三ノ丸内秋田三五左衛門屋敷へ替被下候 文政五年七月廿九日渡辺十郎左衛門是迄之家屋敷ト替被下候旨被仰付 渡辺来吉(愿十郎) 文政五年六月廿五日十郎左衛門於江戸表病死(中略)病中養子ニ大宮藤馬弟文庫 相願置候得共同七月廿九日願御取上無之御返シ被成、依之家及断絶候処格別之 思召ヲ以家名御立被下為名跡親類之内笹治兵庫次男来吉江新知式百石被下置 渡辺隼太 安政五子三月廿五日家屋敷御用屋敷ニ被仰付天王町松原四郎兵衛家屋敷へ替被 下候 文久元年七月廿九日家屋敷三ノ丸客館江替被下候 同三年八月廿六日屋敷地御用ニ付代地之儀ハ下馬於御門内相当之坪数被下置、 建物之儀ハ是迄之居宅悉皆引移候様被仰付、右引料之儀ハ取調之上追而被下置 候</p>
<p>④御用地 長谷部甚平 渥美直紀 再長谷部甚平 文久三亥年御用地ト成リ 同四子年三月家屋敷取払</p>	<p>④長谷部甚平 安政六年十月十一日寺社町奉行渥美新右衛門跡被仰付(中略)且又家屋敷是迄渥 美新右衛門罷在候御役屋敷へ替被下候 文久三年七月廿三日思召有之ニ付御役御免被成(中略)家屋敷渥美新右衛門家屋 敷江替被下候 同年八月三日勤役中近来別而我意ニ募リ、自己之取計等モ有之品々御政道ニ相 触候儀共□□達御聴、不届ニ付蟄居被仰付</p>
<p>⑤御用地 永見彦三郎 大宮忠八 安政四丁巳年三月五日御 用地ト相成</p>	<p>⑤大宮左金吾 安政三辰十二月廿一日家屋敷御用地ニ被仰付、為代地御鷹部屋御門内西之方ニ 而五百五十坪被下置居屋敷并外建物之儀取調之上建被下候間、猶委細之義ハ御 奉行御目付へ申談候様被仰付候</p>
<p>⑥御用地 山川登弥太 安政四丁巳年三月五日御 用地ト相成</p>	<p>⑥山川右膳 安政三辰十二月廿一日家屋敷御用地ニ被仰付、為代地御鷹部屋御門内西之方ニ 而四百五拾坪被下置居屋敷并外建物之義ハ取調之上建被下候間、猶委細之義ハ 御奉行御目付へ申談候様被仰付候</p>
<p>⑦御用地 花木源藏 安政四丁巳年三月十一日 用地ト相成</p>	<p>⑦花木右門 安政三辰十月十七日家屋敷地御用ニ付伊藤友四郎家屋敷へ替被下候</p>
<p>⑧毛利又左衛門 服部三郎兵衛 毛利六郎右衛門 安政四丁巳年三月五日御 用地ト成リ家作取払</p>	<p>⑧毛利又左衛門 安政三辰十二月廿一日家屋敷御用地ニ被仰付、代地之儀ハ金津役所南之方明地 榊原仁右衛門家屋敷西之方明地右二ヶ所之内ニ而被下置、居屋敷并外建物之義 ハ取調之上建被下候間、猶委細之義ハ御奉行御目付共へ申談候様被仰付、同廿 二日金津役所南之方御用地之内ニ而三百五拾坪被下置候</p>
<p>⑨御用地 高坂武右衛門 石原甚十郎 内田閑平 文久三亥年御用地ト成リ 同四年三月家取払</p>	<p>⑨石原甚十郎 安政四年九月廿三日家屋敷明道館御用地ニ被仰出加藤郷八家屋敷ニ替被下候 伴圭左衛門 安政五年十月五日御徒目付勤向其促明道館預リ被仰付、同所御用屋敷へ引移候 様被仰付、同日横井平四郎在留中向差支無之様学監へ申談取調候様被仰付候 文久二年四月十三日先年明道館預リ被仰付、御用屋敷へ引移リ候様被仰付置候 処、内田閑平御用屋敷ニ替被下候ニ付当分久保為三郎屋敷へ罷越候様被仰付候 内田閑平 文久二年五月十三日三ノ丸内御用屋敷へ替被下候 同年八月廿九日家屋敷地御用ニ付長崎藤四郎家屋敷へ替被下候</p>
<p>⑩御用地 大谷半平 明道館ト成ル 文久三亥年御用地ト成ル 子ノ三月家作取払</p>	<p>⑩大館兵馬(大谷半平) 安政二卯正月九日家屋敷加藤郷八家屋敷へ替被下候</p>

り4年3月には家作が取り払われ惣武芸所が出来る。次いで同年9月に が明道館御用地となり、翌年10月には御徒目付で明道館預りとなった伴圭左衛門がここに居住し、横井小楠の受け入れ準備に当たる。また同年3月には が御用地になり、 は御目付御用地、 は横井小楠の客館とされた。「家中絵図」はこの時点すなわち伴圭左衛門が に居住することになった安政5年10月ころの様子を反映していることになる。この後文久3年夏、改革派のリーダーのひとり長谷部甚平が蟄居の処分を受けた結果 が揚地となり、これと前後して ~ が御用地となる。なおこの時点で も同様の扱いを受け、明道館は移転する。そして翌元治元年4月には「御座所」が建設されることになる。

以上、三ノ丸についての一連の変化をたどってみると、「家中絵図」はこれに矛盾することなく対応していることが確認できる。内容の精度はよく、利用価値の高い絵図ということが言えよう。ただし移転した明道館と惣武芸所が無修正のまま残されていることは、張り紙などの修正が選択的であることを意味しており、利用上注意が必要である。

3. 「家中絵図」の利用例

上記の照合作業で利用した「家中屋敷図」は、藩士の屋敷地一筆毎についてその形状・面積と、持ち主の変遷を記録した帳簿で、各筆ごとに「イロ」「イハ」などの符号が付されており、本来同符号を付した絵図とセットで利用されたものである。ところが現在では絵図の方が失われているため、「家中屋敷図」自身もあまり利用されてはこなかった。もし「家中絵図」がその失われた絵図の代替物としての役割を果たすのであれば、2つの資料はお互いに大きな利用価値を持つことになる。以下にその利用について試してみよう。

先述の、三ノ丸から移転した明道館であるが、「家中屋敷図」の記載と、これに対応する「家中絵図」および「文化三年福井御城下之絵図」を対比させ(図4)、さらに「剥札」の記事(表2)を参照すると、その具体的な移転先を特定することができる。すなわち、安政4年(1857)明道館の助幹事となった伊藤友四郎は、明道館のある三ノ丸の北、濠を隔てた八軒町の空き地(元鷹冷場)に家屋敷を与え

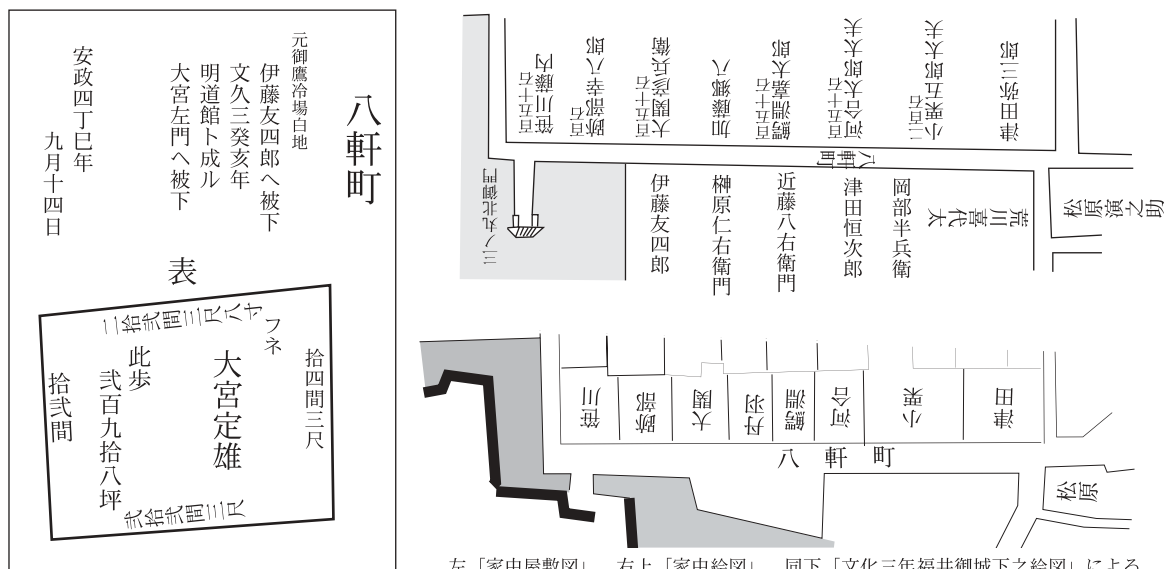


図4 八軒町の明道館

図5 木蔵の明道館

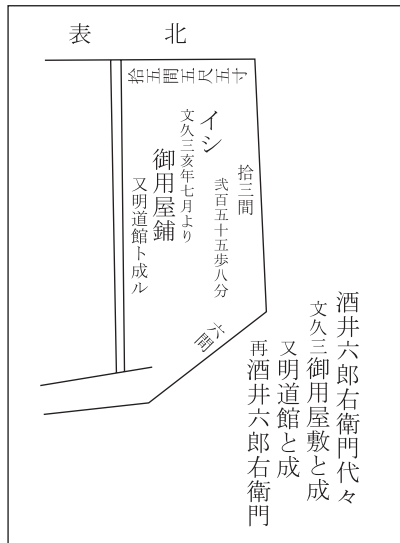


表2 明道館移転の記事

氏名	記事
伊藤友四郎	安政四巳七月十一日明道館助幹事被仰付候 同年九月廿三日家屋敷鷹冷場御用地被下置、建物之儀ハ取調之上建被下候間、 猶委細之儀ハ御奉行御目付共へ申談候様被仰付候同 五年十二月五日助訓導師被仰付、但明道館并外 塾諸御用向之儀取扱可申旨 文久三年十月十二日京都御番役被仰付(中略)家内共 引越被仰付候
大宮定雄(左門)	元治元年十月十日家屋敷八軒町学問所へ替被下候
酒井政衛 (六郎右衛門)	文久三年八月廿九日中村三右衛門家屋敷江替被下候 明治二巳六月十九日家屋敷木蔵明新館被下候事
北川亘之助	慶応四年五月廿二日居屋敷御用ニ付寺社町役所江替 被下候

られ、文久3年(1863)に彼が京都に引越した後、ここに明道館が移転したのである。ところが、元治元年(1864)10月には大宮左門にこの地が与えられているから、明道館(学問所)は約1年でさらに移転したことになる。その移転先は「家中絵図」の大名小路のうちの木蔵(写真1参照)に描かれており、「家中屋敷図」「剥札(図5、表2)を確認すると、この地は代々酒井六郎右衛門の屋敷地で、文久3年9月に御用屋敷となった後、明道館となり、その後明治2年(1869)6月に再び酒井六郎右衛門に与えられている。明道館のさらなる移転先については「日本教育史資料(『福井県教育百年史第3巻』所収)に「明治二年六月城郭下馬門内(陸軍省所轄)士族北川亘之介屋敷へ移り(此際校名ヲ明新館ト改称)明治二年十二月旧城本丸ニ移転」とあるように、下馬御門内北川亘之助屋敷(写真1参照)に移ったことが知られている。しかし「剥札」では北川はすでに慶応4年(1868)の5月には屋敷を明け渡ししており、また「家中屋敷図」では北川の後には「僧学寮」とあることから(図略)、明道館の移転時期については確定できない部分がある。

以上、「家中絵図」と「家中屋敷図」「剥札」を併用することで、資料の制約はあるが、役所や家臣の屋敷などについて、かなりの部分その所在を確認することが可能と思われる。

おわりに

先述のように、福井の城下では大名小路・下馬御門前に「高知」席の屋敷が集中し、彼らの多くは市街周辺部にも広大な下屋敷を与えられていた。明治3年(1870)2月の藩政改革によりこれら複数の屋敷についての処分が迫られた際、多くは上屋敷の方を返上した。このことにより、廃藩に先駆けてこの地域が急激に変貌を始めることになる。今回紹介した「家中絵図」は明治期以降の変化については対応していないが、参照のため利用した「家中屋敷図」「剥札」「士族」には廃藩までの情報が含まれており、両資料の対照作業を進めることで、この変貌期の解明も進むと思われる。多くの方々のご利用を期待したい。

新たに受け入れた中世資料から(5)



国役諸役免除停止二付奉書(山内秋郎家 X0142 - 00011)